

道路占用許可条件 (路面掘削を伴う道路占用工事の取扱い)

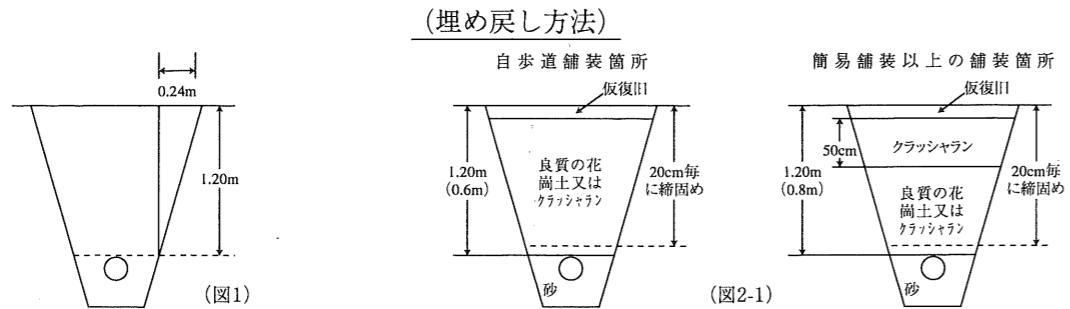
《工事の施工方法》

1. 掘削方法

- ①掘削面勾配は原則として2分とする。(図1)ただし土留工を施すときはこの限りでない。
- ②掘削はみぞ掘り、つぼ掘り、推進工法その他これに準じるものとし、えぐり掘りはしないこと。
- ③舗装路面の取り壊しは、のみ又はコンクリートカッター等でていねいに切り取ること。
- ④工事中のわき水又はたまり水は、路面外に排出すること。
- ⑤取り壊した舗装版及び掘削した土砂は、直ちに道路敷外へ搬出し道路上に積み上げないこと。
- ⑥掘削場所に既設地下埋設管があると認められるときはあらかじめ占用者と協議を行い、試掘・防護・移設・その他保安上必要な措置を講ずること。
- ⑦堅固で耐久力を有する地下構造物(上下水道・マンホール・防火水槽等)を埋設し私人の所有にかかる土地に重大な影響を及ぼすような占用に関しては、土地所有者と協議し同意を得るように努めること。
- ⑧浅層埋設により歩道の地下に管路を設けた者は、将来当該歩道に切下げ部を設けようとする者と調整の上、必要に応じ防護措置を講ずること。
- ⑨道路の掘削箇所は当日中に埋戻すこと。

2. 埋戻し方法……特定管使用による浅層埋設の場合 () 内の数字を使用してもよい。

- ①埋戻しはクラッシャラン、良質の花崗土及び砂によるものとし、各層30cm毎にランマーにより十分に締固め、下層路盤の支持力が平板載荷試験により自歩道舗装箇所でK30値20kg/cm²以上、簡易舗装以上の箇所でK30値28kg/cm²以上となるようにすること。(図2-1)



- (イ) クラッシャランは修正CBR30以上、PL6以下のものを使用すること。
 (ロ) 花崗土は修正CBR20以上のものを使用すること。
 (ハ) 地下水位の高い場合はクラッシャラン及び砂のみで埋戻すこと。
 (ニ) ●締固め復旧幅1m以上の場合 振動ローラー………30cm毎に 5回以上転圧
 ●締固め復旧幅1m未満の場合 タンパー………30cm毎に10回以上転圧

- ②工事中のわき水又はたまり水は路面外に排出しながら埋戻すこと。
 ③くい、矢板等の引抜きにあたっては地盤が破壊しないようにていねいに引抜き、崩壊の恐れのあるときは、建設課の指示を受けて存置すること。

《路面の復旧方法》

1. 砂利道路は路面までクラッシャランで埋戻し良質の花崗土で目漬しをすること。
2. 舗装道路については埋戻し完了後建設課の指示を受けて速やかに舗装の仮復旧工事を施工すること。

—仮復旧—

- ① 仮復旧は原則として加熱アスファルト混合物(蜜粒度アスコン)を使用すること。
 ただし復旧面積が小規模でかつ交通量の少ないときは建設課に協議のこと。
- ② ●歩道の仮復旧の舗装厚は次のとおりとする。

自歩道舗装箇所	………	3 cm (原則)
ただし車両通行が多い出入口	………	4 cm
特に大型自動車の通行の多い出入口	………	5 cm
- 車道部の仮復旧の舗装厚は次のとおりとする。

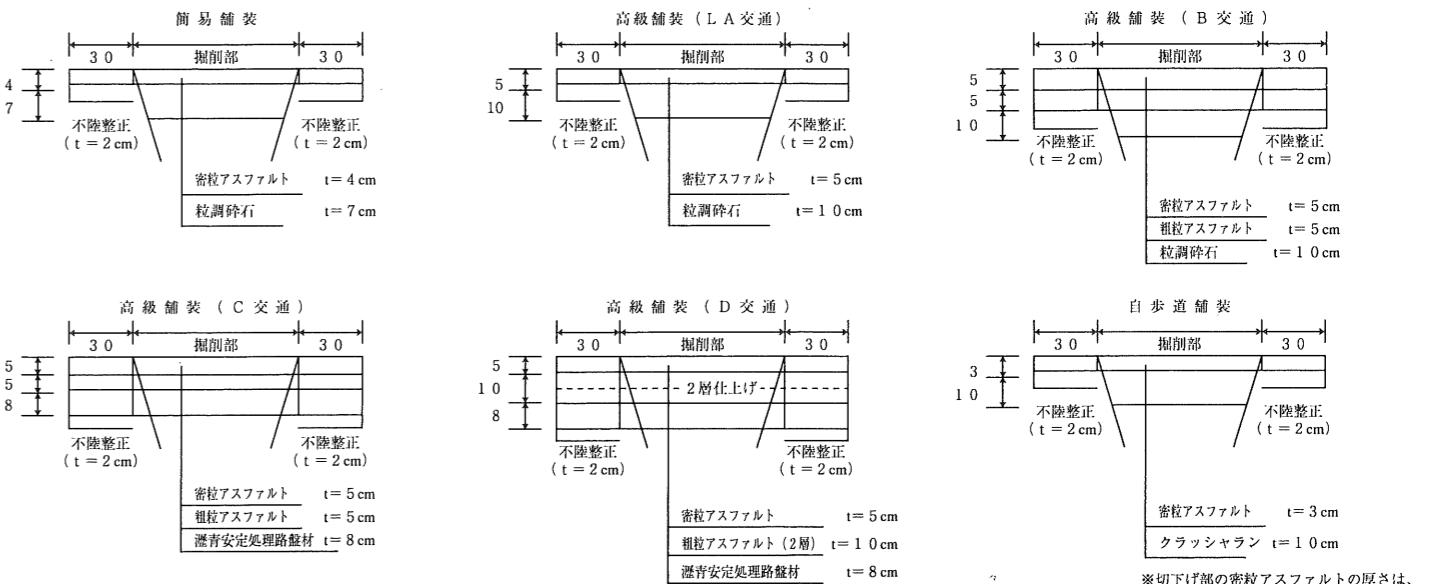
アスファルト舗装(LA交通)以上の箇所	………	5 cm
ただしC交通の箇所	………	8 cm以上
- ③ 掘削工事に伴い消失した路面標示も復旧すること。
- ④ 仮復旧完了後本復旧までの間に掘削した部分(影響部分を含む)の道路に沈下又はきれつ等の損傷が生じたときは、手直しの指示をすることがある。

3. 仮復旧完了後は、ただちに建設課に届け出て、埋戻しの検査、路面の復旧等について指示を受けること。
4. 舗装の本復旧工事を占用者において施工するときは、建設課の指示により仮復旧完了後、3ヶ月以上の期間をおき掘削部分に影響部分を加えた範囲について本復旧工事を実行すること。

—本復旧—

- ① 本復旧工事における構成図は(図2-2)のとおりとする。

(図2-2)



- ② 本復旧工事における影響部分とは、掘削幅の両端から0.3mとし、掘削部から路肩及び構造物までの舗装幅が1.0m未満の場合は路肩又は構造物までとする。
- ③ 占用工事が完了の日から次に定める期間中に占用者が本復旧工事を施工した部分又は推進工法により掘削した部分(影響部分を含む)の道路に沈下、きれつ等の損傷を生じたときは建設課の指示により、原則として占用者の負担で手直しを実施すること。

- 簡易舗装以上の舗装箇所………2年間 ●自歩道舗装箇所………1年間
- その他………1年間

5. 占用工事が完了し、建設課に復旧についての検査を受け、引継ぎをするまでは、定期的に巡回して、良好に維持管理すること。
6. 竣功したときには別紙(図3)を市建設課へ届けること。

《道路占用の廃止・変更と原状回復》

1. 占用者は、次の場合占用物件の変更、移転、除却若しくは道路を原状に回復すること。

- ① 道路の占用の期間が満了した場合。
- ② 道路の占用を廃止した場合。
- ③ 許可書及び許可条件に附された内容に違反した場合。
- ④ 詐欺その他不正な手段によりこの許可を受けた場合。
- ⑤ 道路管理上(道路の構造又は交通等)著しく支障が生じた場合又は、他の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合。

《道路種別と土被りの関係》

深さ 管種類	土被り(占用物件頂部と路面との距離)			
	水管・ガス管		下水道管	
道路種別	原 則	特 定 管 (Φ300mm以下)	原 則	特 定 管 (Φ300mm以下)
車道部	1.2m	0.8m	3.0m	1.0m
歩道部	1.2m	0.6m	3.0m	本線 1.0m 本線以外 0.6m

《掘削幅と土被り》

掘削幅 土被り	掘 削 幅	
	原 則	例 外
1m以上	上幅0.7m以上 下幅0.5m以上	上幅0.5m以上 下幅0.4m以上 (建設課に協議のこと)
1m未満	上幅0.6m以上 下幅0.4m以上	